

午前 午後 時 分

※ 消えるボールペンで書かないでください。

離婚届

令和 年 月 日届出

大阪府守口市長 殿

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日						
送付 令和 年 月 日	大阪府守口市長 印						
書類調査	戸籍	新戸籍編製	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

見本

届出書中	(1) 氏名	夫 守口 一郎	妻 守口 和子
字加入	生年月日	昭和50年7月15日	昭和50年8月10日
字削除	住所	大阪府門真市中町1番1号	大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号
字訂正	住民登録を しているところ	世帯主の氏名 守口 一郎	世帯主の氏名 守口 和子
	本籍	大阪府守口市京阪本通2丁目5番地	
	父母及び養父母の氏名 父母との続き柄	夫の父 浪速 次郎 母 守口 花子	妻の父 大阪 良男 母 大阪 恭子
	右記の養父母以外にも 養父母がいる場合には その他の欄に書いてください	養父 守口 太郎 養母	続き柄 養子 養母 養女
	離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判	
	婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 妻は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる 右側の記入例をご確認ください	
	未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 守口 大輔	妻が親権を行う子 守口 優子
	同居の期間	昭和(平成)令和 15年5月から 昭和(平成)令和 3年8月まで (同居を始めたとき) (別居したとき)	
	別居する前の住所	大阪府守口市京阪本通2丁目5番地 5号	
	別居する前の世帯の主な仕事	□1. 農業だけまたは農業とその他 □2. 自由業・商工業・サービス業等 □3. 企業・個人商店等(官公庁は 日々または1年未満の契約) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の従業員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) □5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □6. 仕事をしている者のいない世帯 未成年の子がいる場合は、必ず親権者の記入をしてください。	
	婚姻で氏が変わった人が、離婚してもそのまま氏を使い続けたい場合は、「離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)」を同時に提出してください。		
	届出人署名	夫 守口 一郎 印	妻 守口 和子 印
	事件簿番号		

記入の注意

協議離婚の場合は、証人が2人必要です。
協議離婚とは、裁判を行わず、夫婦の話し合いで離婚することです。
証人は、成人であればどなたでもなることができます。

審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき→和解調書の謄本
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書
認諾離婚のとき→認諾調書の謄本

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	署名	守口 花子 印	大阪 良男 印
(※押印は任意)	生年月日	昭和20年5月10日	昭和25年9月24日
	住所	大阪府寝屋川市本町1番1号	大阪市北区中之島1丁目3番20号
	本籍	大阪府守口市京阪本通2丁目5番地	大阪府大阪市北区中之島1丁目3番地

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)

(4) 欄は、婚姻の際に氏を変更した人が記入する欄です。
下の例は、妻が婚姻の際に氏を変更した場合です。

①旧姓にもどり、婚姻前の戸籍にもどる場合(筆頭者は父母等になります)
(もどる戸籍が除籍の場合は、②の「新しい戸籍をつくる」こととなります)

婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫は <input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	よみかた おおさか よしお 筆頭者の氏名 大阪 良男
---------------	--	-------------------------------

②旧姓にもどり、新しい戸籍をつくる場合(自身が筆頭者になります)

婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	よみかた おおさか かずこ 筆頭者の氏名 大阪 和子
---------------	--	-------------------------------

③旧姓にもどらず(婚姻中の氏のまま)、新しい戸籍をつくる場合
※この場合、「離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)」を同時に提出する必要があります。

婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 妻は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	よみかた 筆頭者の氏名 記入の必要はありません
---------------	--	-------------------------------

この記載例は、届出件数の多い事例になります。
ご不明な点がございましたら、戸籍担当までお問い合わせください。